

未来をつくる高校生チャレンジサポーター実施要領

(目的)

第1条 この要領は、未来をつくる高校生チャレンジに採択された者（個人又はグループ。以下「採択者」という。）のチャレンジプランが円滑に実施されるよう、専門家等をチャレンジサポーターとして委嘱又は派遣する際の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 チャレンジサポーターの業務は、次のとおりとする。

- (1) チャレンジプランの内容について専門的な助言を行う。
- (2) チャレンジプランの進捗管理及び課題発生時の対処法について助言を行う。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議事務局長（以下「事務局長」という。）が必要と認めるもの。

(委嘱及び派遣)

第3条 事務局長は、各採択者に対して原則として1名のチャレンジサポーターを委嘱する。

2 前項に規定するほか、各採択者は、専門的な助言を受けるためのチャレンジサポーターを、1回当たり1時間以上1日以内の期間で、委嘱によらずに派遣するよう、事務局長に対して依頼することができる。

(委嘱の期間)

第4条 第3条第1項に定めるチャレンジサポーターの委嘱の期間は、委嘱の日から当該年度末日までとする。

(解嘱)

第5条 前項の期間内であっても、事務局長は、チャレンジサポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。

- (1) チャレンジサポーターが任期の途中で死亡したとき。
- (2) チャレンジサポーターが特別な理由により職を辞する意思を表示したとき。
- (3) 疾病等により、チャレンジサポーターの活動を続けることが困難なとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事務局長が解嘱に足るものと認めたとき。

(委嘱によらない派遣)

第6条 採択者は、第3条第2項の規定によりチャレンジサポーターの派遣を希望するときは、派遣を受けたい日の10日前までに「未来をつくる高校生チャレンジサポーター派遣申請書（様式第1号）（以下「派遣申請書」という。）」を事務局長に提出するものとする。

2 事務局長は、採択者から派遣申請書が提出されたときは、内容を審査の上、当該チャレンジサポーターから承諾を受け、予算の範囲内で派遣の可否を決定し、その旨を当該採択者に通知する

ものとする。

(派遣の方法)

第7条 派遣の方法については、次のものを対象とする。

(1) 対面による実施。

(2) オンライン(双方向)による実施。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣の対象外とする。

(1) 派遣1回当たりの時間が、1時間未満の場合。

(2) 電話やメールにて助言を行う場合。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事務局長が適当でないと認める場合。

(実績報告)

第8条 第3条第1項に規定するチャレンジサポーターはサポートを行った日の翌月15日までに、また、第3条第2項に規定するチャレンジサポーターの派遣を受けた採択者はサポートを受けた後、速やかに、「未来をつくる高校生チャレンジサポーター実績報告書(様式第2号)」を事務局長へ提出しなければならない。

(謝金等の支給)

第9条 事務局長は、前条の規定による報告を確認の上、速やかにチャレンジサポーターに対して、予算の範囲内で謝金及び旅費(チャレンジサポーターの旅行が発生しない場合は謝金のみ)を支払うものとする。

2 第3条により委嘱したチャレンジサポーターが補助員を要する場合、当該補助員についても支払いの対象とする。ただし、一つのプロジェクトにつき補助員は3人以内とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。